

幼 児 教 育 ・ 保 育 の 無 償 化

3 歳児から 5 歳児までの幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業等を利用する子どもの保育料等が**無償化**になりました

- * 3 歳児から 5 歳児までの全ての子どもの保育料が無償化
- * 0 歳児から 2 歳児までの子どもは、住民税非課税世帯が対象
- * 幼稚園・認定こども園の**教育利用**については、**満3歳児**から対象
 ➡ 無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

○子どもが 2 人以上いる場合は、保育所等に入所している最年長の子どもを第 1 子と数え、保育料を算定します。

※ただし、年収 360 万円未満相当世帯については、第 1 子の年齢は問いません。

- * 幼稚園・認定こども園の**教育利用**で、保育の必要性の認定を受けた 3 歳児から 5 歳児までの子どもの預かり保育利用料が、月額 11,300 円^(※)まで無償化

※利用日数に応じて上限額は変動します。(1 日あたりの上限 450 円)

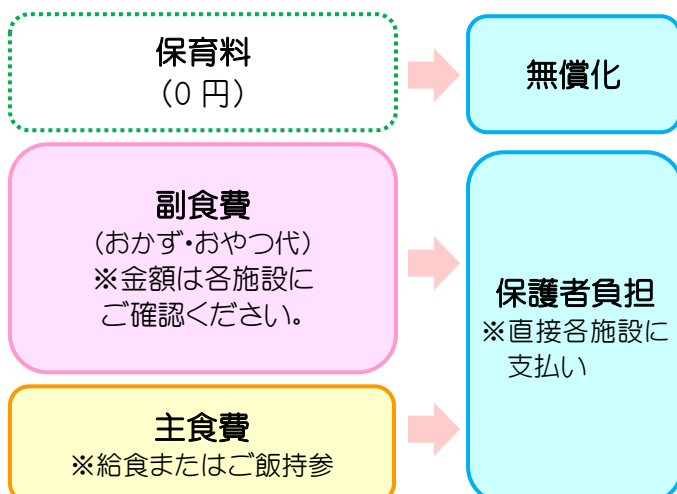
➡ お住まいの市町村で、“保育の必要性の認定”を受ける必要があります。

- * **満 3 歳児から 5 歳児の副食費**(おかず・おやつ代)は保護者負担となります。

○0 歳児から 2 歳児は、保育料に主食・副食費が含まれます。

○幼稚園・認定こども園の**教育利用の満3歳児**の副食費は、保護者負担となります。

○通園送迎費、行事費等も、これまでどおり保護者負担となります。



副食費の免除について

無償化にあたり、保護者の負担が増えないように、副食費の免除制度が設けられます。

【対象】

・年収 360 万円未満相当世帯の子ども

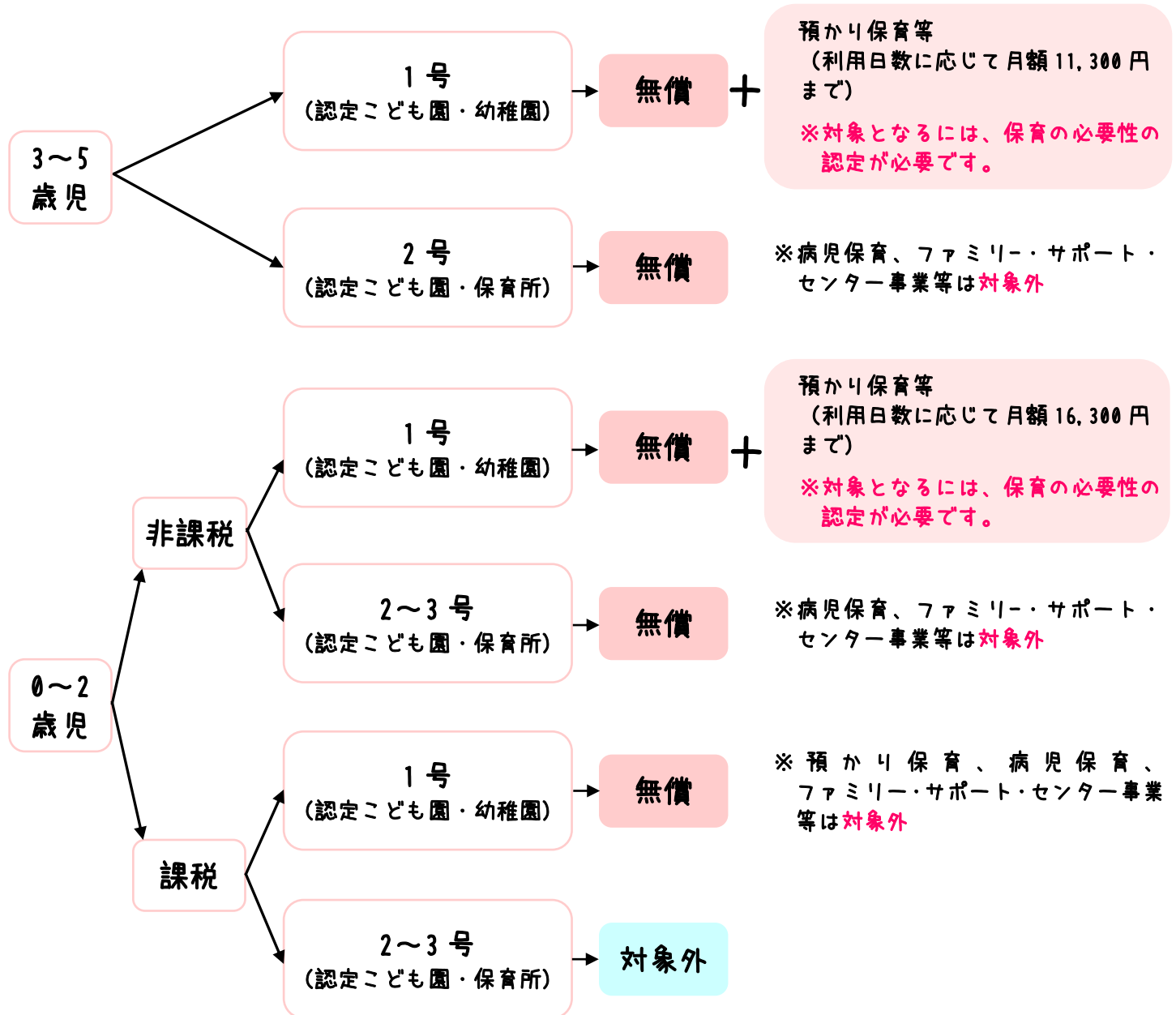
・第 3 子以降の子ども^(※)

※教育利用:小学校 3 年生までの児童から数えて第 3 子以降

保育利用:就学前児童から数えて第 3 子以降

幼児教育・保育の無償化 対象者チェックシート

～あなたのお子さんは無償化の対象??～



“保育の必要性の認定”とは・・・？

次のいずれかの事由によって父母(保護者)のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市町村が認定することです。

①就労(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害 ④同居または、長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること(※) ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※ただし、現在育児休業取得中で、当該育児休業中に保育(2号)から教育(1号)へ変更申請した児童を除く

“保育の必要性の認定”を受けるには、お住まいの市町村への申請が必要です。

詳しくは、こども未来課までお問い合わせください。



問い合わせ先: 多可町こども未来課(アスパル)
TEL: 0795-32-2385

